

令和8年7月10日

「奨学のための給付金」の申請等について（新入生用）

1. 「奨学のための給付金」の概要等
別添「国公立高等学校等奨学のための給付金の申請手続きについて」の文書を参照ください
- 2 対象者
 - ・ 令和8年7月1日現在、生活保護（生業扶助）受給世帯
 - ・ 令和8年度の住民税所得割額が非課税（0円）または182,500円未満の世帯※就学支援金受給資格等が必要です
- 3 提出書類
 - ・ 奨学のための給付金受給申請書
 - ・ 生活保護受給証明書または課税証明書
 - ・ 通帳等の写し※別途国籍等確認書類の提出を求める場合があります
4. 申請期間
令和8年7月10日（金）から令和8年7月31日（金）
- 5 提出先
桃谷高校定時制 事務室
6. 添付書類
 - ・ 「国公立高等学校等奨学のための給付金の申請手続きについて」の書類
 - ・ 奨学のための給付金受給申請書
 - ・ 奨学のための給付金（通常給付）申請書記入例
 - ・ 「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて
 - ・ 「家計急変世帯への支援」の申請手続きについて
7. 説明会について（制度等についてわかりやすく説明します）
「奨学のための給付金」申請に係る説明会の開催（場所：食堂）
 - ・ 1回目 7月16日（木）16:00～17:00 18:30～19:30
 - ・ 2回目 7月21日（火）16:00～17:00 18:30～19:30※ 申込みなしで参加できます。
※ 少しでも制度等に疑問のある方は、積極的に参加してください。
〈持参するもの〉
奨学のための給付金受給申請書

※少しでも不明な点があれば、事務室まで相談ください

問い合わせ先

府立桃谷高等学校定時制事務室 平田、北守

TEL 06-6712-0371

時間 13:00～21:00

ナビダイヤルを押さないでお待ちください